

○北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について

令和8年4月1日

道本備第73号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察における新型インフルエンザ等対応業務継続計画については、これまで「北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について」（平27. 2. 16道本備第5052号（各部合同）。以下「旧通達」という。）に基づき新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定したことから、各所属については、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続に万全を期されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命及び身体を保護するとともに、道民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、北海道警察（以下「道警察」という。）では、「北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」（令8. 4. 1道本備第52号。以下「道警察行動計画」という。）を策定し、治安の維持に必要な警察活動を円滑に継続しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染性の高さから職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられない。そうした中においても、限られた人員で、道警察がその機能を維持する必要があることから、あらかじめ社会経済への影響規模の目安である職員の最大40パーセント程度の欠勤を想定した業務継続計画を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めたものである。

2 実施方針

本計画の実施に当たっては、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を期するため、警察本部及び方面本部（以下「警察本部等」という。）の各部門並びに警察署が連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進するよう努める。

3 北海道公安委員会等への報告等

本計画に基づき、人員計画に定められた体制に移行した場合等には、時機を逸することなく北海道公安委員会及び方面公安委員会（以下「道公安委員会等」という。）に報告するとともに、道公安委員会等を的確に補佐する。

4 事態想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、この計画は職員の最大40パーセント程度の欠勤を想定しているが、実際の新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

また、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足等、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により、十分に得られない事態になることも想定しておく必要がある。

第2 実施体制

1 時期区分の設定

新型インフルエンザ等の発生の段階については、中長期的な対応となることを想定して、道警察行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに実施体制を検討する。

2 準備期の体制

準備期には、必要に応じて「北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱について」（令8. 4. 1道本備第65号）に基づく北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、本計画の見直しを検討する。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策

や在宅勤務等、適切な業務継続方法について検討する。

3 初動期の体制

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が国内で発生した場合には、道警察行動計画に基づき、必要に応じて警察本部にあっては北海道警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「道警対策本部」という。）を、方面本部にあっては方面新型インフルエンザ等対策本部を、警察署にあっては警察署新型インフルエンザ等対策本部を設置し、警察対策本部が中心となり、本計画で定められた事項を実施する。

4 対応期の体制

対応期においては、初動期に引き続き、道警察対策本部等において警察庁との連携を図り、新型インフルエンザ等の封じ込めを念頭に事態の対処に当たる。

対応期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、本計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

5 知事部局等関係機関との連携

道警察は、本計画の実施に当たり、知事部局等関係機関との連携を強化して、新型インフルエンザ等対策などの必要な業務を推進する。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

道警察は、新型インフルエンザ等発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生による新たな業務又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても治安の維持のために業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入する。

なお、これらの業務の主な分類は、第3の2から4まで及び別表1「業務仕分け」のとおりであるところ、縮小・中断業務の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において実際に業務の縮小又は中断を行った事例を踏まえたものである。

また、発生時継続業務に位置づけられない業務についても、その平時における重要性が否定されるものではない。

2 強化・拡充業務

道警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生による新たな業務又は業務量が増加するものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、道警察行動計画において、初動期又は対応期に実施することとされている次の事項とする。

○ 初動期

- ・実施体制等の確立
- ・感染対策
- ・水際対策の支援
- ・医療活動の支援
- ・社会秩序の維持
- ・新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
- ・条例の改正等への対応

○ 対応期

- ・実施体制等の確立
- ・感染対策
- ・水際対策の支援
- ・医療活動の支援
- ・多数死体取扱いに当たっての措置
- ・社会秩序の維持
- ・新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等
- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
- ・条例の改正等への対応
- ・小康状態となった場合の措置

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、かつ一定期間、縮小又は中断することにより、治安の維持、道民の生活、経済活動等に重大な影響を与え、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、道警察がその機能を維持するために必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を実施する環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の点について留意する。

- 一般継続業務であっても、その緊急性や必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小又は中断すること。
- 例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できる業務等もあると考えられるため、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施できるよう工夫すること。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合において、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。また、業務を継続することで感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

主な縮小・中断業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性を考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うなど適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

新型インフルエンザ等発生時には、意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、決裁の簡略化、対人距離の確保、幹部と代行者の交代での勤務等の措置を講ずる。

イ 幹部が出勤困難となった場合の対応

(ア) 代理決裁

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等により患するなどにより出勤が困難となった場合には、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第2号）第11条から第18条に基づき、代理決裁を行う。

(イ) 意思決定権者への報告

前記の代理決裁を行ったときは、速やかに代理決裁を行った旨を本来の意思決定権者に報告する。

(2) 業務継続実施責任者等の指定

ア 業務継続実施責任者

各所属に業務継続実施責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等発生時に、本計画に定められた業務を行う。

イ 業務継続実施副責任者

所属に業務継続実施副責任者を置き、警察（方面）本部の所属にあつては次席（次席に相当する者を含む。）を、警察学校の所属にあつては次長又は次席を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

(3) 感染防止従事責任者の指定

所属に感染防止従事責任者を置き、警察（方面）本部の所属にあつては次席（次席に相当する者を含む。）を、警察学校の所属にあつては次長又は次席を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、別表1「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握し、人員計画を作成する。

また、縮小・中断業務についても、縮小又は中断するための手続や広報が必要となったり、代替策を講ずる必要が生じたりする場合もあると考えられるため、これらに関わる業務、必要な人員、物資等を整理する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時において、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策を執る。

(1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の最大40パーセントの欠勤率を想定し、発生時継続業務が機能するために必要な人員を所属内で配分する。この際、業務継続実施責任者は、次の点に留意する。

- 専門知識が必要な業務に当たる職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、可能な限り代替性を高めるための方策（他の職員に対する資格取得の奨励及び技能の標準化・教育訓練の実施による通常時からの代替要員の確保等）を講じること。
- 家族の看病等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小等を含む。）により出勤が困難となる可能性のある者を具体的に把握すること。
- 他課の発生時継続業務について、課内の縮小・中断業務に従事する者の応援が可能となるよう整理すること
また、業務継続実施責任者は、人員計画を作成又は変更した際は、当該計画を警察本部警備課に送付する。

(2) 人員計画の運用

ア 準備期

業務継続実施責任者は、課・係等の単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、職場で感染の疑いのある者が確認された場合を想定し、あらかじめ対処する作業班を決めておく。

また、業務継続実施責任者は、各業務資料の整理及び共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を継続できるようにする。

イ 初動期

(ア) 体制の確立等

業務継続実施責任者は、特措法第15条第1項に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）等が設置され、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えるとともに、必要人員等を確認し、具体的な人員配分等を検討する。

(イ) 人員計画に定められた体制への移行

業務継続実施責任者は、道警察対策本部が設置されたときは、速やかに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続責任者は、必要に応じて、当該業務を主管する警察本部の庶務担当課等を通じるなどして、職員の応援・配置の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各

所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

また、業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

ウ 対応期

業務継続実施責任者は、初動期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を道警察対策本部に報告する。

エ 留意事項

業務継続責任者は、人員計画の運用時において、次の点に留意する。

- 人員計画に定められた体制への移行後は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう配慮すること。
- 職員が公務中又は公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害又は通勤災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下この事項において「補償法」という。）等に基づき、適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うこと。
- 新型インフルエンザ等の発生時において、職員に対し、特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となる可能性があることから、職員に同制度に係る申請要領等を教示すること。

また、個別事案ごとに必要な調査を行い、補償法等に基づき、適切に公務災害の認定を行うこと。

- 新型インフルエンザ等の発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制等についても考慮すること。

3 感染リスクを軽減する勤務体制

(1) 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の方法により出勤させるなど、通勤途上における感染リスクを減ら

すための措置を検討する。

ア 徒歩又は自転車による出勤

業務継続実施責任者は、徒歩又は自転車出勤が可能な職員に対し、徒歩又は自転車出勤を要請する。自転車出勤をする職員は、あらかじめ指定された場所に駐輪することとし、徒歩又は自転車出勤を行う職員は、必要に応じて通勤方法に応じた必要な手続を行う。

なお、業務継続実施責任者は、自家用車による通勤の実施に当たっては、所属で確保する駐車場所の状況を踏まえた判断を行う。

イ 時差出勤

業務継続実施責任者は、時差出勤が必要と認められる職員については、早出遅出勤務、勤務時間の臨時の割振り変更等の活用による時差出勤をさせる。

(2) 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で発症者が確認された際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、所属内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入や、職務命令による在宅勤務の活用等を検討する。

(3) 勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員に不織布製のマスク（以下単に「マスク」という。）を着用させるなど、感染拡大防止の措置を講じる。

また、不特定多数の者が集まる場を設定する業務（各種会議、説明会等）については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討し、それが困難な場合は、中止又は延期を検討する。

4 職員等の感染状況の把握

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、職員等の新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

○ 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、毎朝、自宅で検温し、発熱の有無を確認するとともに、発熱、咳、全身の倦怠感等（以下「発熱等」という。）のインフルエンザ様症状がある場合は、道が設置する相談センター（以下単に「相談センター」という。）等に相談する。

○ 職員等が、相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等での

受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに感染防止従事責任者に報告する。

- 感染防止従事責任者は、職員から上記報告を受けたときは、速やかに、道警察対策本部及び警察本部厚生課に報告する。

なお、職員の同居家族等が感染した場合においては、その看病等の対応により、当該職員の休暇の取得や在宅勤務の実施が必要になる可能性があることに配慮する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替事業者を把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

(2) 被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請する。

また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

(3) 備蓄食糧の管理

新型インフルエンザ等の発生時において食糧が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧の適切な管理を図る。

(4) 感染防護資機材・消耗品等の確保

感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

2 情報通信の確保等

(1) 情報通信の確保

北海道警察情報通信部及び各方面情報通信部（以下「情報通信部等」という。）は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策室の立ち上げや情報通信部、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。

また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

情報通信部等は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対応ができる体制の確保を図る。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 発熱等のインフルエンザ様症状があれば出勤を控える。
- 喚気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染防止対策等を徹底する。
- 外出に当たっては、感染流行地域への移動を避ける、公共交通機関の混雑時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスクを着用するよう努める。
- マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

警察本部厚生課健康管理室（以下「健康管理室」という。）は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配布するなど、職員等に対する周知を徹底する。

2 職場における感染拡大防止策

感染防止従事責任者は、職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を執る。

- 各職員に毎朝、自宅で検温させ、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤させず、相談センター等に相談するよう指示する。
- 職場における手洗い、うがいを励行し、マスク着用等の咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

- 食事時間に時差を設ける。
- 対面による会議を極力避け、オンライン会議等を実施する。
- エアロゾル感染への対策として、建物の構造、室内温度、外気温等に応じ、可能な範囲で換気を行う。
- 通常の清掃に加え、特に机、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れる可能性のある箇所の消毒を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 職場内に発症者が確認された場合の措置は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者等が確認された旨を、速やかに道警察対策本部等に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 感染防止従事責任者は、発症者等の対応に当たる職員に感染予防資機材を着用させ、発症者が自力で他の職員との接触を極力避けられる場所（以下「別室」という。）に向かうことが不可能な場合は、援助させる。
- 発症者が発症の直前に職場で勤務していた場合には、消毒剤等を用いて、発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、相談センター等の指示に従い、対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア 発熱等のインフルエンザ様症状がある場合
病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けた場合

特別休暇（災害事故休暇）を取得する。

ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤が不可能である場合
年次休暇等の取得可能な休暇を取得する。

エ 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

また、来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を要請する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。また、あらかじめサービスの調達方法等について整理するとともに、事業者が休業した場合等を想定した対応策についても検討する。

5 海外で勤務する職員等への対応

海外で勤務し又は海外に出張する職員等への感染を防止するため、必要に応じて、次の措置等を執る。

○ 新型インフルエンザ等の発生国・地域に駐在する職員及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。

○ 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。

また、感染が世界的に拡大する場合、出張先の国・地域の医療機関や宿泊施設等に長期間停留させる可能性があることなどに鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することを含めて検討する。

○ 海外からの出張者受け入れについては、統括庁や厚生労働省から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討する。

第7 業務継続計画に関する留意事項

1 初期段階

新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、感染拡大の状況等に基づき必要に応じて縮小又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の感染拡大等の状況に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。

その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、当該業務を主管する警察本部庶務担当課等と必要な調整を行う。

また、業務継続実施責任者は、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統が変化することを踏まえ、人員計画の修正を行うなど、弾力的な業務運営を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が廃止され、特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行した場合には、道警察対策本部は、通常体制への段階的な移行を検討する。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染が拡大・まん延する可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

本計画は公表する。また、道警察のホームページに掲載するなどにより、本計画について道民の理解を求めることとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合や班交替制勤務等の感染リスクを低減させるための勤務体制を執る場合等を想定し、役割分担を確認するなどの実戦的な訓練を実施することにより、改善点等の課題を分析する。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、道警察行動計画が改正された場合、訓練等を通じて問題点が明らかとなった場合等には、必要に応じ、本計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の人事異動及び連絡先並びに物資及びサービスの調達先に係る情報の更新状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に確認のうえ、必要に応じて人員計画の修正等を行う。

業 務 の 仕 分 け (総務部)

【 総 務 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	部及び課の庶務に関する業務
	庁印及び本部庁印の保管に関する業務
	部内の連絡調整に関する業務
	部内の業務運営に係る調整に関する業務
	行事計画の調整に関する業務
	警察本部長の秘書に関する業務
	機密に関する業務
	部長会議に関する業務
	警察本部長の特命に関する業務
	道及び道議会との連絡その他渉外事務一般に関する業務
	道公安委員会の庶務に関する業務
	道公安委員会の監察指示権に基づく調査、連絡等に関する業務
	道公安委員会宛ての苦情、要望等の処理に係る連絡調整に関する業務
	道公安委員会の公印に関する業務
	情報公開及び個人情報の保護に係る連絡調整等に関する業務
	道公安委員会の情報公開、個人情報の開示決定等に係る行政不服申立てに関する業務
	文書の発出、保存、廃棄その他文書の管理に関する業務
	文書の令達に関する業務
	北海道公報への文書の登載に関する業務
	道警察の公印に関する業務
	文書の收受及び発送に関する業務
	情報公開及び個人情報の開示等の実施に関する業務
	道警察の情報公開、個人情報の開示決定等に係る行政不服申立てに関する業務
	被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る調整に関する業務
	被疑者取調べ監督制度の運用に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	部内他課の所掌に属しない業務
	部内の業務運営に係る企画に関する業務
	方面本部長会議及び警察署長会議に関する業務
	警察署協議会に関する業務
	事務能率の増進に関する業務
	他の部課の所掌に属しない業務
	道内公安委員連絡協議会の庶務に関する業務
	公聴会に関する業務
	情報公開及び個人情報の保護に係る企画、指導に関する業務
	警察例規集の編集に関する業務
	沿革史及び警察史に関する業務
	被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る企画に関する業務
	被疑者取調べ監督制度の指導教養に関する業務

【 広 報 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	報道機関に対する連絡に関する業務
	現場報道対策に関する業務
	地域安全情報の発信に関する業務
	広報活動に関する業務
	広報関係機関との連絡に関する業務
	ホームページの作成、公開及び管理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	報道に関する事務の企画、調査、研究及び指導教養に関する業務
	報道関係資料の収集整備に関する業務
	広報の企画及び指導教養に関する業務
	地域安全情報及び広報資料の収集並びに広報紙(誌)の編集に関する業務
	住民の意見・要望の聴取に関する業務
	広聴資料の収集整備に関する業務
	新聞等の投書等に関する業務
	ホームページに係る企画、指導及び調査に関する業務
	音楽隊の運用に関する業務
	カラーガード隊の運用に関する業務

【 警 察 相 談 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	警察安全相談等の調査及び指導に関する業務
	警察安全相談等に係る関係所属との連絡調整に関する業務
	関係機関との連絡調整に関する業務
	電子計算組織による相談業務管理システムの運用管理に関する業務
	警察安全相談等の受理及び処理に関する業務
	職員の職務執行等に係る苦情に関する監察官室との連絡調整に関する業務
	警察安全相談等に集約及び管理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	警察安全相談等に係る事務の企画に関する業務
	相談業務の指導教養に関する業務
	警察相談業務等に係る統計及び分析に関する業務
	感謝事案に関する業務

【 会 計 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	適正な契約に関する業務
	不適正事案及び受傷事故の発生時における監察の補助に関する業務
	北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)に定める倫理監督監の職務の一部を行わせることができることとされている者が行う同規則第20条第1項2号に規定する確認の補助に関する業務
	国費の予算に関する業務
	道費予算の編成、配分及び執行管理に関する業務
	道費予算の決算に関する業務
	国費及び道費の出納に関する業務
	交通反則金の徴収に関する業務
	物品の取得、管理及び処分に関する業務
	支出負担行為に関する業務
	支出負担行為である契約以外の契約に関する業務
	遺失物の取扱いに関する業務
	遺失物に係る届出等の受理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	会計の監査に関する業務
	会計制度の調査、研究等に関する業務
	会計事務の指導教養に関する業務
	遺失物に係る事務の合理化及び効率化に関する業務

【 施 設 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	警察施設等に係る契約に関する業務(延期・中断等変更できない契約に限る。)
	警察施設予算の執行計画に関する業務
	警察施設の営繕工事の施工に関する業務
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく警察施設の整備に関すること。
	道有財産及び国有財産の取得、管理及び処分に関する業務
	交通安全施設の取得及び処分に関する業務
	警察施設の土地及び建物の借上げ並びに道有財産、国有財産及び交通安全施設の使用許可等に関する業務
	警察本部庁舎の維持管理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	警察施設等に係る契約に関する業務(延期・中断等変更できる契約に限る。)
	財産事務の企画、調査及び指導に関する業務
	警察施設の整備計画に関する業務

【装 備 課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	公務自動車証明書その他高速自動車国道等の利用に関する業務
	服制及び服装に関する業務
	支給品及び貸与品に関する業務
	警察電話に関する業務
	特殊装備品に関する業務
	銃器及び弾薬に関する業務
	装備資機材の調査及び整備に関する業務
	船舶及び航空機に関する業務
	車両の維持管理に関する業務
	警察本部車両の車両及び車庫の使用統制に関する業務
	車両の修理、点検及び検収に関する業務
	車両の整備点検場(自動車整備工場)の管理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	警察装備の開発及び改良に関する業務
	車両の整備計画に関する業務
	車両の購入及び配分に関する業務

【情 報 管 理 課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	所管行政に係る情報の適正管理に関する業務
	不適正事案等の発生時における監察の補助に関する業務
	倫理指導官の行う確認の補助に関する業務
	情報セキュリティに関する業務
	情報システム(他の部課の所掌に属するものを除く。以下同じ。)の整備及び管理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	デジタル技術の活用に係る企画に関する業務
	情報システムによる情報管理に係る企画及び調整に関する業務
	情報管理に係る指導教養に関する業務
	情報管理に係る監査に関する業務
	情報システムの整備計画に関する業務
	情報システムに係る予算に関する業務
	デジタル技術の活用に係る予算の調整に関する業務
	デジタル技術の研究に関する業務

【 留 置 管 理 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	課の庶務に関する業務
	不適正事案等の発生時における監察の補助に関する業務
	倫理指導官の行う確認の補助に関する業務
	留置業務関係法令の運用、解釈等に関する業務
	留置施設の管理運営及び被留置者の処遇に関する業務
	被留置者の護送に関する業務
	適正な留置業務並びに被留置者に係る事故及び受傷事故の未然防止に関する業務
	警察本部留置施設の保守管理に関する業務
	警察本部留置施設の被留置者の処遇に関する業務
	警察本部留置施設、琴似留置場、札幌市内警察署の被留置者の集中管理護送に関する業務
	琴似留置場の保守管理に関する業務
	琴似留置場の被留置者の処遇に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	留置業務の企画、調査、統計及び研究に関する業務
	留置施設視察委員会に関する業務
	留置関係業務の教養に関する業務
	留置施設の实地監査及び巡回指導に関する業務

別表1

業 務 の 仕 分 け(警務部)

【 警務課・市警部 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	部及び課の庶務関係業務
	警察本部の総合当直業務
	警察運営の企画及び総合調整業務
	北海道の施策との調整関係
	勤務制度及び勤務管理業務
	犯罪被害者等の給付金関係業務
	国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金関係業務
	警察職員の人事関係業務
	前歴証明関係業務
	警察職員の採用試験関係業務
	給与の決定、昇給及び昇格制度業務
	人件費予算の編成及び配分関係業務
	給与の支給関係業務
	所得税等控除関係業務
	警察官の職務に協力援助した者の災害給付関係業務
	退職手当関係業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	部内の連絡調整業務
	部内他課の所掌に属しない業務
	参事官会議及び次席会議業務
	定員関係業務
	警察組織の企画及び調査業務
	規制、訓令その他成案文書の審査業務
	警察証明関係業務
	犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整業務
	警察運営の合理化及び効率化に係る企画、調査及び調整業務
	治安政策に関する企画、調査及び総合調整業務
	警察の国際対応力強化のための対策の企画、調査及び調整業務
	人事評価の実施関係業務
	人事記録の管理関係業務
	昇任試験関係業務
	分限関係業務
	警察職員の退職管理関係業務
	給与制度の企画及び調査業務
	給与改善及び給与改定関係業務
	扶養手当その他諸手当関係業務
	給与事務の指導教養関係業務
	特殊勤務手当関係業務
	公務災害給付関係業務
	救慰金及び物的損害関係業務
	札幌市警察部及び札幌市警察部企画課の庶務業務
	札幌市の区域内における警察運営の総合企画調整業務
	札幌市その他関係機関との連絡調整業務
	札幌市警察部長の特命関係業務

【教 養 課】

	業 務 内 容
一般継続業務	課の庶務に関する業務
	通訳及び翻訳に係る企画、調整及び運用に関する業務
	通訳及び翻訳に従事する業務
	銃器及び弾薬に関する業務
縮小・中断業務	拳銃等管理業務の企画、調査及び指導に関する業務
	学校教養の企画、調査及び研究に関する業務
	学生及び講習生の派遣に関する業務
	教養施設の整備及び運用に関する業務
	職場教養の企画、調査及び運用に関する業務
	課長派遣等巡回教養に関する業務
	教養資料及び教養図書に関する業務
	警察術科等に関する業務
	柔道及び剣道の審査並びに各種術科の技能検定に関する業務
	警察外国語技能検定に関する業務
	外国語研修及び外国語教養に関する業務

【厚 生 課】

	業 務 内 容
一般継続業務	庶務関連業務
	福利厚生システム維持管理業務
	児童手当関連業務
	財産形成貯蓄関連業務
	共済短期給付関連業務
	共済経理業務
	共済保健福祉事業関連業務
	共済長期給付関連業務
	共済組合職員給与関連業務
	共済組合支部の事業計画及び予算関連業務
	衛生管理関連業務(新型インフルエンザ等の感染症予防対策及び感染対策、暑熱対策)
	保健指導関連業務(感染症予防の啓発及び発症時の対応等の周知)
	健康相談関連業務(職員からの健康に関する相談業務)
縮小・中断業務	企画・調整業務
	生活相談業務
	生涯生活設計の企画・指導関連業務
	共済総務関連業務
	共済物資福祉事業関連業務
	共済貸付福祉事業関連業務
	共済宿泊保養施設運営業務
	共済不動産投資関連業務
	健康保持増進関連業務(健康教室及びセミナー等)
	健康診断関連業務(定期健康診断及び特別健康診断)
	衛生管理関連業務(感染症予防対策・感染対策以外の健康委員会の開催等の業務)

業 務 内 容	
一 般 継 続 業 務	規律の保持に関すること。
	倫理関係法令の解釈及び運用に関すること。
	懲戒、訓戒等に関すること。
	職員の職務執行等に係る苦情、風評等の受理及び処理の実態掌握に関すること。
	職員の職務執行等に係る苦情、風評等の処理に関すること。
	内部公益通報等に関すること。
	特命事項に関すること。
	叙位叙勲に関すること。
	民事訴訟及び行政訴訟事案に関すること。
	行政不服審査事案に関すること。
	人権擁護機関への提訴事案に関すること。
	職員に係る告訴・告発事案に関すること。
	職員の交通事故その他の事案に係る相談に関すること。
	損害賠償に関すること。
	職員の証人出廷に係る指導に関すること。
	裁判所等からの照会に対する回答の指導に関すること。
縮 小 ・ 中 断 業 務	監察に係る事務の企画に関すること。
	士気の高揚一般に関すること。
	所管行政の適正な推進に関すること。
	監察の実施に関すること。
	表彰に関すること。
	監察及び表彰の資料に関すること。
	室の庶務に関すること。

別表1

業 務 の 仕 分 け (生活安全部)

【生活安全企画課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	犯罪発生実態、防犯対策等に関する情報発信業務
	犯罪抑止対策、特殊詐欺予防対策業務
	子ども・女性安全対策業務
	犯罪に係る市民生活の安全と平穏に関する業務
	生活安全関係事件に係る公判対応業務
	生活安全関係事犯の取締り業務
	庶務関連業務
	企画業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	適正捜査、業務管理巡回指導業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	予算・組織要求業務

【人身安全課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	人身安全関連事案(ストーカー、DV、恋もつ、非定型、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待)に関する業務
	酩酊者、行方不明者、迷子その他応急の救護を要する者の保護に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務

【少 年 課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	少年事件捜査、福祉犯の取締り業務
	少年補導関連業務
	少年相談及び被害少年の保護関連業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	少年非行防止対策に関する業務
	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動(少年の居場所づくり活動を含む)業務
	スクールサポーターの運用業務

【 生活経済課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	生活経済事犯(経済 環境 保健・衛生)の取締り業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務

【 保 安 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	銃砲刀剣類等の取締り業務(犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。)
	火薬類の取締り業務(犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。)
	高圧ガスその他危険物の取締りに関すること(犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。)
	核燃料物質等の運搬業務
	火薬庫等の立入検査等業務(重大事故等に発展するおそれのある場合に限る。)
縮 小 ・ 中 断 業 務	庶務関連業務
	銃砲刀剣類等の取締り業務(一般継続業務以外の事件。)
	火薬類の取締り業務(一般継続業務以外の事件。)
	高圧ガスその他危険物の取締り業務(一般継続業務以外の事件。)
	銃砲刀剣類等の許可業務
	質屋、古物営業及び金属くず回収業の許可及び取締り業務
	探偵業の届出及び取締り業務
	警備業の認定及び取締り業務
	インターネット異性紹介事業の届出及び取締り業務
	風俗関係事犯の取締り業務
	売春関係事犯の取締り業務
	風俗営業等の許可及び届出並びに取締り業務
	外国人雇用関係事犯の取締り業務
	火薬庫等の立入検査等業務(一般継続業務以外。)
	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務

サイバー局

サイバー企画課

	業 務 内 容
一般継続業務	インターネット上の違法情報・有害情報関連業務
	インターネット上における混乱や犯罪を誘発するおそれのある情報把握業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	サイバーセキュリティ対策に必要な情報の収集・分析業務
	サイバーセキュリティ対策に係る指導教養業務
	情報技術の利用に伴う犯罪予防業務

サイバー捜査課

	業 務 内 容
一般継続業務	重大サイバー犯罪等関連業務
	サイバー犯罪の取締り業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務

業 務 の 仕 分 け (地域部)

【 地 域 企 画 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	部及び課の庶務に関する業務
	部内の連絡調整に関する業務
	地域警察の制度に関する業務
	地域警察官の勤務に関する業務
	自動車警ら隊の運用に関する業務
	警ら用無線自動車、移動交番車及び警察用船舶の運用調整に関する業務
	日銀券の輸送警備に関する業務
	山岳遭難、水難その他の事故における人命の救助に関する業務
	山岳遭難救助隊の運用に関する業務
	不適正事案等の発生時における監察の補助に関する業務
	鉄道施設における警ら、警戒警備に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	部内他課の所掌に属しない業務
	地域警察運営の企画及び調査に関する業務
	地域警察に係る教養に関する業務
	地域警察に係る表彰に関する業務
	地域警察の統計に関する業務
	水上警察に関する業務
	地域警察に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び調整に関する業務
	被害者連絡支援制度の指導教養等に関する業務
	交番その他の派出所及び駐在所の設置等に係る企画、調整及び情報発信に関する業務
	交番その他の派出所及び駐在所の勤務環境の改善に関する業務
	山岳遭難、水難その他の事故の防止に関する業務
	警察用航空機の運用(他の部の所掌に属するものを除く)に関する業務
	倫理指導官の確認の補助に関する業務
	交番その他の派出所及び駐在所の勤務実態の把握及び指導に関する業務
	地域警察官の指導教養に関する業務
	適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する業務
	鉄道警察隊の企画、調査及び指導に関する業務
	警乗の実施に関する業務
	鉄道施設における鉄道事故の防止に関する業務

【通信指令課】

	業 務 内 容
一般継続業務	課の庶務に関する業務
	無線通信の運用及び指導に関する業務
	通信指令システム等の管理、運用及び指導に関する業務
	無線機器等の管理、運用及び指導に関する業務
	非常通報装置の設置、運用及び指導に関する業務
	110番の受理及び処理の指令に関する業務
	非常通報の受理及び処理の指令に関する業務
	警察無線通信の統制に関する業務
	緊急配備の指令に関する業務
	緊急事案発生時における指令及び連絡に関する業務
縮小・中断業務	通信指令課の企画、調査及び指導に関する業務
	緊急配備の企画及び調査に関する業務
	庁内同報の発信手続に関する業務
	その他通信指令業務の実施に関する業務

【自動車警ら隊】

	業 務 内 容
一般継続業務	隊の庶務に関する業務
	交通切符、反則切符等の処理に関する業務
	車両の維持管理に関する業務
	警ら用無線自動車による機動警らに関する業務
縮小・中断業務	地域警察官に対する職務質問技能向上のための指導教養に関する業務

別表1

業 務 の 仕 分 け (刑事部)

【 刑 事 企 画 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	手配・共助業務
	事件・事故等対応業務
	被害届出、告訴・告発及び事件相談等受理業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	法令関係等業務
	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【 捜 査 第 一 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	人身安全関連事案に対する指導支援業務
	検視、解剖業務
	事件・事故等対応業務
	被害届出、告訴・告発及び事件相談等受理業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	長期未決事件捜査業務
	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【 捜 査 第 二 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	事件・事故等対応業務
	被害届出、告訴・告発及び事件相談等受理業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【 捜 査 第 三 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	盗品等手配業務
	事件・事故等対応業務
	被害届出、告訴・告発及び事件相談等受理業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【 捜査支援分析課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	事件・事故等対応業務
	庶務関連業務
	各種照会業務の運用に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【 鑑 識 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	犯罪経歴証明書発給業務
	指掌紋、足跡痕、写真鑑定等業務
	事件・事故等対応業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	足跡痕基礎資料収集業務
	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【機動捜査隊】

	業 務 内 容
一般継続業務	事件・事故等対応業務
	被害届出、告訴・告発及び事件相談等受理業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮小・中断業務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

【科学捜査研究所】

	業 務 内 容
一般継続業務	鑑定・検査業務
	事件・事故等対応業務
	庶務関連業務
	警察庁等との連絡調整業務
縮小・中断業務	研究業務
	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

組 織 犯 罪 対 策 局

新設

【組織犯罪対策企画課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	組織犯罪対策
	国際捜査共助及び国際犯罪捜査
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

新設

【組織犯罪対策第一課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	組織犯罪対策
	マネー・ローンダリング対策
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

新設

【組織犯罪対策第二課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	組織犯罪対策
	薬物銃器事犯の取締り
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	予算要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	刊行物等の資料作成・管理業務
	各種統計業務
	各種指導業務

別表1

業 務 の 仕 分 け（交通部）

【 交 通 企 画 課 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	庶務業務
	緊急自動車等の指定等に関する業務
	不適正事案等の発生時における監察の補助に関する業務
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定、監督等に関する業務
	安全運転管理者制度の運用に関する業務
	交通事故統計に関する業務
	交通事故統計上の調査及び研究に関する業務（統計計上を判断するための調査に限る）
縮 小 ・ 中 断 業 務	交通警察運営の企画及び調査に関する業務
	道路交通法令の解釈に関する業務
	交通安全活動推進センター、自動車安全運転センター等の機関・団体との連絡調整に関する業務
	交通功労者、優良自動車運転者等の表彰に関する業務
	交通警察に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び調整に関する業務
	倫理指導官の行う確認の補助に関する業務
	交通警察の指導教養に関する業務
	適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する業務
	交通事故防止の総合対策に係る企画及び調整に関する業務
	交通安全基本計画等の策定に関する業務
	関係機関・団体との会議、行事等の企画及び調整に関する業務
	交通安全情報の発信に関する業務
	交通安全アドバイザー制度の運用及び情報提供に関する業務
	交通安全教育指針の普及及び促進に関する業務
	交通安全教育指導者の育成及び指導に関する業務
	参加・体験・実践型の交通安全教育の企画及び実施に関する業務
	交通安全教育車及び高齢歩行者教育システムの運用に関する業務
	事業所等における交通事故防止対策に関する業務
	高齢者交通事故防止に係る企画及び調整に関する業務
	高齢者に対する交通安全教育の企画及び実施に関する業務
	居眠り運転事故防止に関する業務
	自転車事故防止対策に関する業務
	地域交通安全活動推進委員に関する業務
	道路交通に係る資料の収集及び作成に関する業務
	交通事故の統計的分析に関する業務
	交通事故の事例的分析に関する業務
	交通事故の調査及び研究に関する業務（統計計上を判断するための調査を除く）
	交通事故現場及びその周辺道路の診断に基づく危険箇所等の調査及び点検に関する業務

【交通指導課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	庶務業務
	捜査(処罰)手配、捜査共助・捜査囑託に関する業務
	交通機動隊及び高速道路交通警察隊の総合運用に関する業務
	自動車の使用制限に関する業務
	不適正事案等の発生時における監察の補助に関する業務
	指定車両移動保管機関等に対する保管業務の指導に関する業務
	駐車監視員資格者講習、認定、法人の登録に関する業務
	民間委託に関する業務
	行政不服に関する業務
	放置駐車違反管理システムの運用に関する業務
	弁明通知に関する業務
	納付命令に関する業務
	放置駐車違反の審査に関する業務
	放置駐車違反車両使用者の所在等の調査に関する業務
	放置違反金滞納者に対する車検拒否に関する業務
	放置違反金の督促・催告・滞納処分に関する業務
	放置違反金の出納に関する業務
	交通反則行為の処理(通告・送致)に関する業務
	交通違反の処理(送致)に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	交通指導取締りの計画・結果の確認に関する業務
	交通指導取締りに係る適正な捜査及び職務執行に関する業務

【交通捜査課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	庶務業務
	交通捜査課所管事件の手配、連絡等の業務
	使用者等の背後責任追及捜査の業務
	交通事故事件に係る鑑識活動業務
	交通事故解析や図化業務
	交通事故事件に係る死体の検視、解剖等に関する業務
	交通事故事件の捜査支援業務
	交通関係法令違反事件や交通事故事件の特命事項捜査に関する業務
	交通関係法令違反事件のうち、悪質危険運転事件の捜査に関する業務
	事故証明書に関するデータ収受及び資料提供業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に係る企画・調整及び指導に関する業務
	暴走族総合対策の企画、指導、調整に関する業務
	北海道暴走族の根絶等に関する条例の解釈運用に関する業務
	公判対応対象事件及び本部要指導事件に関する業務
	証人指導等の公判対応の指導教養に関する業務
	検察庁、裁判所との連携等に関する業務
	交通警察に係る犯罪被害者支援の運用の総括に関する業務
	被害者連絡制度の指導教養等に関する業務
	交通特殊犯罪の捜査に関する業務
	暴走族等に関する情報の収集及び分析に関する業務
	暴走族の取締りに関する業務
	薄野地区における交通特殊事件の捜査に関する業務

【交通規制課】

一般継続業務	庶務業務
	車庫証明、道路使用許可、駐車許可、通行許可、制限外積載許可等の各種許認可に関する業務
	交通管制センターの運用に関する業務
	交通管制システムの維持管理に関する業務
	交通情報の収集と提供に関する業務
	交通情報に係る道路管理者との連絡調整に関する業務
	各種照会業務
	パーキングチケットの管理に関する業務
	道路標識及び道路標示の管理に関する業務
	信号機の維持管理に関する業務
縮小・中断業務	総合的交通規制対策の企画及び調査に関する業務
	交通安全施設の整備計画の策定に関する業務
	交通統計に関する業務
	自動車保管場所関係の契約に関する業務
	パーキングチケットの設置及び契約に関する業務
	予算に関する業務
	交通規制計画の策定及び実施に関する業務
	道路標識及び道路標示の設置に関する業務
	警察署長等の交通規制に関する業務
	道路診断に関する業務
	信号機の設置、移設、改修、高度改良に関する業務
	委任信号機に関する業務
	都市交通対策に係る交通警察の運営に関する企画及び調整に関する業務
	大規模施設等の交通対策に関する業務
	大規模イベント等の交通対策に関する業務
	路線自動車運送事業免許に係る意見照会に関する業務
	公共輸送対策に関する業務
	交通公害に関する業務
	地下街連絡協議会に関する業務
	道路法等の規定に基づく協議に関する業務
	都市計画地方審議会に関する業務
	危険箇所解消に関する業務
	交通管制業務のうち企画、指導調査及び統計に関する業務
	新交通管理システムの調査開発及び整備に関する業務
	公共車両優先システムに関する業務
	交通管制センターの高度化に関する業務

【交通機動隊】

	業 務 内 容
一般継続業務	庶務業務
	隊員の教養訓練に関する業務
	車両の維持管理に関する業務
	交通切符、反則切符等の処理に関する業務
	交通関係法令違反事件の送致に関する業務
	自転車等の指導取締りの実施に関する業務
	交通の指導取締りに係る指導教養に関する業務
	一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に関する業務
	遠隔地における短期駐留等による交通の指導取締りの実施に関する業務
	二輪車の交通安全教育及び交通広報に関する業務
縮小・中断業務	

	業 務 内 容
一般継続業務	庶務業務
	高速自動車国道等における交通警察の企画及び調査に関する業務
	高速自動車国道等における交通事故防止対策に関する業務
	高速道路交通安全協議会等との連絡に関する業務
	隊員の教養訓練に関する業務
	車両の維持管理に関する業務
	高速自動車国道等における無線通信の運用に関する業務
	高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通関係法令違反事件及び交通事故事件
	高速自動車国道等における速度違反自動取締装置による交通の取締りに関する業務
	交通切符、反則切符等の処理に関する業務
	高速自動車国道等における交通規制、交通管制、道路使用許可等に関する業務
	高速自動車国道等における交通の指導取締りの実施に関する業務
	高速自動車国道等における交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に従事する業務
	高速自動車国道等における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務に関する
縮小・中断業務	

	業 務 内 容
一般継続業務	庶務業務
	運転免許企画・指導及び統計に関する業務
	更新時講習、違反者講習、停止処分者講習、原付講習、高齢者講習、認知機能検査に関する業務
	取消処分者講習に関する業務
	再試験に関する業務
	取得時講習、仮免許試験、技能検定及び初心運転者講習に関する業務
	運転免許証の作成(更新、再交付、期限切れ、併記、新規)と交付に関する業務
	記載事項変更の受理に関する業務
	国外運転免許証及び運転経歴証明書の作成・交付に関する業務
	外国免許からの切替えに関する業務
	免許端末による免許データの登録に関する業務
	更新連絡書及び高齢者講習(認知機能検査含む。)の発送業務
	新規受験者に対する学科試験の実施、学科試験合格者に対する技能試験の実施、身体障害者の能力に係る適性検査と適性相談の実施に関する業務
	試験場コースの使用許可に関する業務
	免許取得時等における視力等の検査及び聴覚障害者等に係る適性試験の実施に関する業務
	一定の病気等に係る運転適性相談の受理、臨時適性検査の実施に関する業務
縮小・中断業務	夏期冬道安全運転講習に関する業務

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	庶務業務
	運転免許不適格資料の登録に関する業務
	処分通報書による各種事務処理及び処分量定に関する業務
	審査・量定・上申に関する業務
	意見の聴取及び聴聞に関する業務
	被処分者の処分執行に関する業務
	停止保管免許証の返還に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	

別表1

業 務 の 仕 分 け（警備部）

【公安第一課】

	業 務 内 容
一般継続業務	警備情報の収集、分析・調査業務
	警備犯罪の取締り業務
	サイバー攻撃事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析業務
	庶務関連業務
	企画業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	予算・組織要求業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務

【公安第二課】

	業 務 内 容
一般継続業務	警衛・警護業務
	各種照会業務
	情報収集・分析業務
	警備犯罪の取締り業務
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務

【公安第三課】

	業 務 内 容
一般継続業務	警備情報の収集、分析・調査業務
	警備犯罪の取締り業務
	「テロ、ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務

【外 事 課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	警備情報の収集、分析・調査業務
	警備犯罪の取締り業務
	外国人に係る警備犯罪の取締り業務
	テロリストの侵入を防止するための水際対策業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務
	警備関係法令の調査・研究業務
	刊行物等の資料作成・管理業務

【警 備 課】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	許可業務(札幌市公安条例)
	警備計画の策定及び警備実施業務(集会・デモ等)
	機動隊及び警備隊の運用業務
	緊急事態(災害・国民保護・治安出動)等対応業務
	災害警備(原子力)に関する業務
	警戒警備に関する業務
	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の運用
	爆発物事案等に関する業務
	雑踏警備に関する業務
	庶務関係業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等業務
	福利厚生関連業務

【機 動 隊】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	隊の庶務に関する業務
	隊の運営、管理に関する業務
	装備資機材の維持管理
	部隊の運用計画に関する業務
	警察犬に関する業務
	車両の維持管理に関する業務
	各種部隊活動
縮 小 ・ 中 断 業 務	隊員の訓練、教養に関する業務
	術科特別訓練員に関する業務
	福利厚生関連業務

【 航 空 隊 】

業 務 内 容	
一 般 継 続 業 務	隊の庶務に関する業務
	航空業務の企画に関する業務
	航空機の運航に関する業務
	航空機警ら及び遭難者の搜索救助に関する業務
	航空機等の整備及び管理に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	航空機維持の予算に関する業務
	統計に関する業務
	訓練及び教養に関する業務
	福利厚生関連業務

別表1

業 務 の 仕 分 け (警察学校)

【 庶 務 部 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	一般庶務業務全般に関する業務
	公印の保管、文書及び郵便物の収発、有線電話の交換業務に関する業務
	学生の入校、卒業等に関すること、教場及び学生寮の運用計画に関する業務
	給与、厚生及び公務災害補償に関する業務
	拳銃、車両及びその他装備品の管理に関する業務
	部内他係の所掌に属しない業務
	国費及び道費の出納に関する業務
	学生の給食に関する業務
	物品の取得・管理及び処分等に係る調度業務
	財産、施設の管理等に係る財産・営繕業務
	学校施設整備計画等に係る業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	学校行事の総合調整に関する業務
	図書室の運営及び管理に関する業務
	不要・不急の物品購入・修繕等業務
	施設の維持管理・修繕業務のうち緊急性のないもの

【 初 任 部 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	学生の入校に関する業務、通常庶務業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	初任補修科の授業業務
	初任科の授業業務

【 教 務 部 】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	学校の入校に関する業務、通常庶務業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	昇任時教養、部門別任用、専科の授業業務
	上記課程の中止、取り止めの判断に応じた業務

【指導部】

	業 務 内 容
一般継続業務	学生の入校に関する業務、通常庶務業務
縮小・中断業務	通常授業業務
	少年柔道・剣道指導活動業務

人員計画

所 属 【 】													
	①担当業務	②人員					③業務 仕分け	④必要最低人員					備 考
		計	補佐若しくは課長等	係長以下				計	補佐若しくは課長等	係長以下			
				小計	警察官	職員				小計	警察官	職員	
管理職			—	—	—	—		—	—	—	—		

※ 網掛け部分には、入力しないこと。
※ ③については、「継続」、「縮小・中断」を選択
※ 必要最低人員(B)と強化・拡充業務に計上する人員(c)の合計人数が所属人員(A)の6割以下となるように計画する。

所属人員(A)				
計 (管理職含む)	補佐 若しくは 課長等	係長以下		
		小計	警察官	職員

必要最低人員(B)				
計 (管理職含む)	補佐 若しくは 課長等	係長以下		
		小計	警察官	職員

必要最低人員確保率 (B+C)／A
%

強化・拡充業務に従事する人員(C)				
計	補佐 若しくは 課長等	係長以下		
		小計	警察官	職員

別 表 2

人員計画

本部課名、署名を記載

「継続」、「縮小・中断」から選択

所 属		〇〇〇 課												
	課、係名を記載 ①担当業務	②人員					③業務 仕分け	④必要最低人員					備 考	不足人員等の代替 方策等を記載
		計	補佐若しくは課長等	係長以下				計	補佐若しくは課長等	係長以下				
				小計	警察官	職員				小計	警察官	職員		
管理職		2	—	—	—	—		2	—	—	—			
庶務係		5	0	5	1	4		3	0	3	1	2		
	庶務業務				1					1	1			
	経理業務業務			1.5		1.5	継続			1		1		
	契約・物品業務			0.5		0.5	縮小・中断			0		0		
	給与・旅費業務			1		1	継続			1		1		
	福利厚生業務			1		1	縮小・中断			0		0		
第1係		3	1	2	2	0		1.5	1	0.5	0.5	0		
	〇〇業務			0.5	0.5		縮小・中断			0	0			
	〇〇業務		1	0.5	0.5		継続		1	0.5	0.5			
	〇〇業務			1	1		縮小・中断			0	0			
				0						0				
第2係		4	1	3	3	0		3	1	2	2	0		
	ア業務			1	1		継続			1	1			
	イ業務		1	0.8	0.8		継続		1	0.5	0.5			
	ウ業務			0.4	0.4		縮小・中断			0	0			
	エ業務			0.8	0.8		継続			0.5	0.5			
第3係		10	1	9	9	0		4.5	1	3.5	3.5	0		
	〇〇業務			1	1		継続			1	1			
	〇〇業務			1	1		継続			0.5	0.5			
	〇〇業務			2	2		継続			1	1			
	〇〇業務		1	1	1		縮小・中断		1	0	0			
	〇〇業務			1	1		縮小・中断			0	0			
	〇〇業務			2	2		継続			1	1			
	〇〇業務			1	1		縮小・中断			0	0			
第4係		6	1	5	5	0		2	1	1	1	0		
	〇〇業務			1	1		縮小・中断			0	0			
	〇〇業務		1	1	1		縮小・中断		1	0	0			業務内容を踏まえ、 人員を減少させた例
	〇〇業務			2	2		継続			1	1			
	〇〇業務			1	1		縮小・中断			0	0			
第5係		7	1	6	6	0		3	1	2	2	0		
	〇〇業務			2	2		継続			1	1			
	〇〇業務		1	2	2		継続		1	1	1			
	〇〇業務			1	1		縮小・中断		1	0	0			
	〇〇業務			1	1		縮小・中断			0	0			

※ 網掛け部分には、入力しないこと。
※ ③については、「継続」、「縮小・中断」を選択
※ 必要最低人員(B)と強化・拡充業務に計上する人員(c)の合計人数が所属人員(A)の6割以下となるように計画する。

所属人員(A)				
計 (管理職含む)	補佐若しくは課長等	係長以下		
		小計	警察官	職員
37	5	30	26	4

必要最低人員(B)				
計 (管理職含む)	補佐若しくは課長等	係長以下		
		小計	警察官	職員
19	5	12	10	2

必要最低人員確保率 (B+C)／A	
59.5	%

強化・拡充業務に従事する人員(C)				
計	補佐若しくは課長等	係長以下		
		小計	警察官	職員
3	1	2	2	